

安全管理体制

安全管理方法

保安監査

当社では鉄道の運転保安および旅客サービスが適切に行われているかどうかチェックする保安監査(内部監査)を実施しています。昭和50年から実施しており、当社の安全運行の伝統の表れです。監査員は、定期的に巡視を行い、運輸従事者の執務状況や線路等の状況、電気機器類の稼働状況、車両の検査状況などについて、安全に対する不安要素がないかチェックを行っています。問題点は直ちに関係部署に対応を求めるとともに、問題の処理が完了するまでチェックを継続します。監査結果は社長、安全統括管理者、鉄道保安総合委員会に報告し、事故の抑止に努めています。

また、安全管理規程に則り、安全マネジメント態勢が、適切に確立され、実施され、維持され、機能しているかについても、保安監査の中で確認をしています。安全統括管理者は、見直しが必要な事項については、鉄道保安総合委員会で審議し改善を図ります。

鉄道保安総合委員会

当社では、安全統括管理者を委員長とし、鉄道部門の長からなる「鉄道保安総合委員会」を設置し、輸送の安全確保、鉄道業の事業計画について安全・正確・迅速・快適の原則に則り審議を行っています。また、自社の事案だけでなく、他社の事例で運転保安に係る事例も議題として取り上げ、安全施策等の強化を図ってきました。なお、当社の安全への取り組みには長い歴史があり、鉄道保安総合委員会の前身である「運転保安委員会」は昭和42年に創設され、平成17年に鉄道保安総合委員会に発展解消されるまで合計1101回開催されています。また、鉄道保安総合委員会は合計48回開催されています(平成19年3月31日現在)。

緊急時の対応体制

当社では、鉄道・軌道における、非常災害に対処するため、災害の予防、警戒、応急措置、復旧、その他必要な取り扱いを鉄道災害対策規則に定め、正常な運行の確保を図っています。また、非常災害発生のおそれがあるか、発生した場合で、通常の組織によりがたいと認めるときは、非常災害組織を設置します。

経営トップによる現場巡視

年末年始輸送安全総点検など各種運動期間中や実設訓練などいろいろな機会に、社長・安全統括管理者自らが現場を巡視し、安全の確保のためのリーダーシップを発揮しています。

